ただし、「未確定更生債権一覧表（査定）」（別表21）整理番号12記載のＥＢＳの更生債権については、前述２⑶に基づき弁済しない額及び混同による消滅に基づき弁済しない額を除き弁済する。

記

| 分割弁済日 | 弁済率 |
|---|---|
| 第１回分割弁済日 | 3.5% |
| 第２回分割弁済日 | １% |
| 第３回分割弁済日 | １% |
| 第４回分割弁済日 | １% |
| 第５回分割弁済日 | １% |
| 第６回分割弁済日 | 1.2% |
| 第７回分割弁済日 | 8.7% |
| 合計 | 17.4% |

⑵　追加弁済

前述１の更生債権については、以下の①から⑥までに定める場合に、それぞれに定める金額の追加弁済をする。

ただし、各分割弁済日より前に本更生計画に基づき更生債権者等に弁済した額及び弁済した手続費用等並びに当該分割弁済日に更生債権者等に弁済すべき額（以下の①から⑤までに従い弁済した額及び弁済すべき額を除く。）に、当該分割弁済日以前に以下の①から⑤までに定める弁済原資として計上される額の累計を加算した合計額が、当該分割弁済日における下記の算式により算出される額を上回る場合には、当該合計額が当該算出される額を超えない限度で以下の①から⑤までにおける弁済原資額を裁判所の許可を得て管財人が合理的に定めるものとする。

なお、当該分割弁済日に以下の①から⑤までに定める弁済原資として計上される額のうち、ただし書により一旦弁済原資額に含まれなかった額は留保され、次回の分割弁済日以降、ただし書に定める限度で弁済原資額に含まれるものとする。

記

ⅰ＋ⅱ－ⅲ－ⅳ

ⅰ：各分割弁済日における次の金額からスポンサー契約調整をした額

第１回分割弁済日：　600億円
第２回分割弁済日：　800億円
第３回分割弁済日：1000億円
第４回分割弁済日：1200億円
第５回分割弁済日：1400億円
第６回分割弁済日：1700億円
第７回分割弁済日：2000億円

ⅱ：各分割弁済日以前に弁済を受けた第６章第１節③の額

ⅲ：スポンサー契約及び秋田エルピーダの更生計画に基づき、秋田エルピーダに弁済原資として支払う額

ⅳ：管財人が当該分割弁済日以後に生じる手続費用等として留保すべきと合理的に考える額

①　追加弁済①（スポンサー契約調整及び未確定更生担保権の確定に伴う第１回分割弁済日以降の追加弁済）

第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までにおいて、下記の算式により算出される額（スポンサー契約調整として留保不要となった額。なお、第２回分割弁済日以降は、当該額から直前の分割弁済日において下記の算式により算出された額を控除する。）が零を上回る場合、当該額のうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各更生債権者に対し、各更生債権者が有する確定更生債権額の、元本等一般更生債権の総額（確定更生債権額及び元本等一般更生債権の総額のいずれについても、⑴後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定した、未払の分割弁済金、及び⑵未確定未成就等更生債権につき確定成就等した場合に後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定する分割弁済金、があるときは、当該分割弁済金額を除き、⑶ＥＢＳの更生債権のうち前述２⑶に基づき弁済しない部分を含む。）に対する割合に応じて按分する方法により、追加弁済する。

なお、この①から追加弁済⑤までの適用にあたっての元本等一般更生債権の額は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の停止条件付更生債権については債権額を３億円と（ただし、未確定等確定日が第７回分割弁済日前に到来した場合を除く。この場合、第７回分割弁済日前に条件成就したものを除き、条件不成就とみなす。）、技術研究組合　超先端電子技術開発機構、横河レンタ・リース株式会社の各停止条件付更生債権については、条件の成否が未確定であれば債権額をそれぞれ284万1472円、286万5665円と、その他額未定の更生債権があれば当該更生債権については管財人が合理的に考える額とみなして弁済額を算出し、各分割弁済日においては、他の未確定未成就等更生債権と同様に、当該各分割弁済日に実際に条件成就している部分につき追加弁済する。

記

（分母分子ともに本更生計画に基づく繰上弁済や追加弁済がないと仮定した場合における）

【126億3000万円（見積もっていたスポンサー契約調整の額）からスポンサー契約調整の額を控除した額が零を上回る場合の当該額－（ⅰ＋ⅱ）】×第１回分割弁済日の確定更生債権額（※１）の弁済総額÷第１回分割弁済日の確定更生債権等（※２）の弁済総額

ⅰ　第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までの各分割弁済日において残存する未確定更生担保権額

ⅱ　第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までの各分割弁済日において本更生計画案提出日から当該各分割弁済日前までに確定した確定更生担保権額

（※１）　第６回分割弁済日以降は、「確定更生債権」とあるのは、「確定更生債権等（※２）」と読み替える。

（※２）　優先的更生債権を含まない。

②　追加弁済②（秋田エルピーダの更生計画に基づく弁済金の受領に伴う第１回分割弁済日以降の追加弁済）

第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までにおいて、【更生会社が、当該各分割弁済日に、秋田エルピーダの更生計画に基づく弁済により取得する資金】のうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各更生債権者に対し、各更生債権者が有する確定更生債権額の、元本等一般更生債権の総額（確定更生債権額及び元本等一般更生債権の総額のいずれについても、⑴後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定した、未払の分割弁済金、⑵未確定未成就等更生債権につき確定成就等した場合に後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定する分割弁済金、があるときは、当該分割弁済金額、及び⑶秋田エルピーダの更生債権を除き、⑷ＥＢＳの更生債権のうち前述２⑶に基づき弁済しない部分を含む。）に対する割合に応じて按分する方法により、追加弁済する。

③　追加弁済③（ＥＢＳへの不弁済に伴う第１回分割弁済日以降の追加弁済）

第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までにおいて、下記ⅰ及びⅱの合計額のうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各更生債権者に対し、各更生債権者